

○温泉利用許可の取扱い基準

温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による温泉の利用許可は、本基準によるものとする。

第一 浴用利用基準

1 基準の適用対象となる温泉の種類

総硫黄（総硫化水素＋チオ硫酸に対応するもの）が2mg/kg以上含まれる温泉（例えば、単純硫黄泉、含硫黄－ナトリウム－塩化物泉、酸性－含硫黄－硫酸塩泉、含硫黄－カルシウム－硫酸塩泉、酸性－含硫黄－鉄（Ⅱ）－硫酸塩泉（硫化水素型）等）

2 利用施設の構造

施設管理者（法第13条の規定による許可を受け、もしくは受けようとする者をいう。以下同じ。）は、硫化水素による事故の事前防止のため、利用施設の構造を次のようにすること。

(1) 換気構造

ア 浴室（露天風呂の場合は利用空間という。以下同じ。）に換気孔又は換気装置（以下「換気構造」という。）を設け、浴室内の大気中の硫化水素濃度が、次に掲げる数値を超えないようにすること。

(ア) 浴槽湯面から上位10cmの位置の濃度 20ppm

(イ) 浴室床面から上位70cmの位置の濃度 10ppm

イ 換気構造を設けたにもかかわらず、浴室内の空気中の硫化水素の濃度が、アに定める数値を超える場合、施設管理者は、源泉から浴室までの間に、湯畑その他の曝気装置等を設けることにより、温泉中の硫化水素の含有量を減少させ浴室内の大気中の硫化水素の濃度が上記の数値を超えないようにすること。

ウ 換気構造の開口部を2箇所以上設け、かつ、そのうち1箇所は、浴室床面と同じ水準に設けること。（別図1参照）

(2) 浴槽

ア 浴槽湯面が浴室床面より高くなるように設けること。（別図2参照）

イ 浴槽に温泉を入れる注入口は、浴槽湯面より上部に設けること。（別図3参照）

3 浴室等の管理

施設の管理者は利用者の安全を確保するため、浴室等において自ら次の業務を行なうか、又は、この業務を行う浴場管理人を置くこと。

(1) 換気状態の監視

浴室内の硫化水素濃度が常に適正に維持されるよう換気構造に対する監視を怠らないこと。また、浴室に隣接する脱衣室等においても、硫化水素が滞留しないよう、換気に十分配慮すること。とくに、積雪の多い地方については、積雪により換気構造の適切な稼動が妨げられることのないように十分留意すること。さらに、周囲の地形、積雪等により硫化水素が滞留するおそれがある露天風呂を利用に供している場合は、風速、風向等の気象条件の状況及び変化等を十分配慮すること。

(2) 濃度の測定

濃度の測定について、知事が必要と認めたときは、浴室内の大気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。

なお、この測定のうち1回は、朝の浴室利用開始前に行うこと。

(3) 測定結果の記録及びその保持

硫化水素の測定結果について知事より報告を求められたとき、直ちに提出できるようにその記録を保持しておくこと。

(4) その他

ア 浴室が利用に供されている間常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。

イ 利用者の安全を図るため、温泉の利用状態に常時気を配ること。

4 保安設備の設置

源泉設備、湯畑その他の曝気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等の管理者は、硫化水素による中毒事故の防止に対する十分な保安設備、例えば、立入禁止柵、施錠設備、注意書を明示した立札を設けることその他、特に高濃度又は大規模な貯湯槽等の場合は、動力その他による拡散装置等を設けること。

5 その他

その他、浴用利用の場合の基準は次のとおり。

ア 浴室、浴槽等が常に清潔であり、かつ、十分な温泉が供給されていること。

イ タンクローリー又はポリ容器により温泉を供給する場合、高濃度硫化水素含有温泉の供給は、浴槽における利用に際し、中毒事故の可能性があるため許可しないこと。

ウ タンクローリー又はポリ容器による温泉の供給にあたっては、定期的な清掃等衛生管理に努めること。

エ タンクローリー又はポリ容器による温泉の供給にあたっては、放射能等成分が変化しやすい温泉又は金属に対して腐食作用を有する温泉にあつては、その温泉の特性を掲示又は伝達するよう努めること。

第二 飲用利用基準

1 基準の適用対象となる温泉水の成分の種類

ひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀、遊離二酸化炭素

2 飲用許容量

湯治のため温泉を飲用に供しようとする場合における飲用量は、次に掲げる量を超えないこと。

(1) 大人（16才以上の者）

ア ひ素を含有する温泉水（1日につき）

飲用の総量 $[0.1/A \times 1000]$ mL

成分の総摂取量 0.1 mg

イ 銅を含有する温泉水（1日につき）

飲用の総量 $[2.0/A \times 1000]$ mL

成分の総摂取量 2 mg

ウ ふっ素を含有する温泉水（1日につき）

飲用の総量 $[1.6/A \times 1000]$ mL

成分の総摂取量 1.6 mg

エ 鉛を含有する温泉水（1日につき）

飲用の総量 $[0.2/A \times 1000]$ mL

成分の総摂取量 0.2 mg

オ 水銀を含有する温泉水（1日につき）

飲用の総量 $[0.002/A \times 1000]$ mL

成分の総摂取量 0.002 mg

カ 遊離二酸化炭素を含有する温泉水（1回につき）

（単純二酸化炭素泉、含二酸化炭素－ナトリウム－炭酸水素塩泉等）

成分の総摂取量 1000mg

※ Aは当該温泉の1kg 中に含まれる成分の重量（mg 単位）の数値

(2) 小人（15才以下の者）

15歳以下の者については、知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。

3 施設の管理

(1) 衛生管理

ア 源泉の管理

飲用に供する温泉源は、湧出する温泉に表流水や浅層地下水及び下水溝の水等が、温泉中に侵入しないように遮断されていること。また、源泉の周辺は特に衛生的に管理すること。

イ 中継槽の管理

中継槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が流入しない構造とし、槽の蓋は周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。

ウ 送（引）湯管路の管理

送（引）湯管路は、常に管内圧をある圧力以上に保ち、地中埋設部分において浅層地下水、表流水及び下水溝の水等が継手部分等から混入しないように管理すること。

エ 貯湯槽の管理

貯湯槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等の混入を防ぐため、完全な水密性を保持するよう常に管理し施設構造は、地上式にすること。また、年1回は、槽内を完全に清掃し、内面からの入念な点検を行うこと。（清掃する際は、各種ガス中毒を予防するために十分な換気をほどこす等注意すること。）

オ 飲泉用コップの管理

飲泉に用いるコップは、使い捨てにするなど衛生的なものを用いること。

(2) 微生物学的衛生管理

ア 飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、年1回以上、一般細菌数及び大腸菌群の検査を行い、別表の基準値に適合していることを確認すること。また、着色が認められる場合等必要に応じて、全有機炭素を検査すること。検査の結果、不良の判定を得たときは、直ちに飲泉を中止し、その原因を排除すること。

イ 一般細菌、大腸菌群等の検査結果を記録し、都道府県知事等から測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

(3) その他

ア 強酸・強アルカリの温泉を飲用に供する場合にあっては、特に稀釈・容量等を明示すること。

イ 臭気、味、色度、濁度については、異常でないことを確認すること。

(4) 飲用場所の限定

飲用に供する湯栓等は公衆衛生が確保できるように限定し、その場所を明確に表示すること。

(5) 飲用許容量等の明示

飲用場所に飲用許容量その他必要となる飲用上の注意を掲示すること。また、複数の成分により飲用許容量が制限される場合、最小量の飲用許容量を掲示すること。特に、遊離二酸化炭素を含有する温泉については、大量の二酸化炭素の飲用吸入による鉱泉酩酊について十分な注意を促すこと。また、掲示にあたっては、例えば「この容器で1回につき3杯まで」等飲用者に分かり易い方法も併

せて示すこと。

別表

検 査 項 目	基 準 値
一 般 細 菌	1 m l の検水で形成される集落数が100以下であること
大 腸 菌 群	検出されないこと
全有機炭素 (TOC)	5 m g / l 以下であること

4 その他

その他、飲用利用の場合の基準は次のとおり。

ア 飲用に供しようとする温泉水は、循環ろ過装置又はその他の施設により再生されたものでないこと。

イ 飲用に供しようとする温泉水は、できるだけ新鮮なものを用いるようにする。

ウ 飲用施設は原則として、浴室外の衛生上支障のない場所に設置し、浴室内への設置は不可とする。ただし、浴室内に設置する場合は、飲用蛇口が浴室注湯口と分離され、かつ、浴槽水及び洗い場等からの飛沫により汚染されない位置、構造であるときはこの限りではない。

エ 飲用に供する設備は、温泉が蛇口等から流出するものを飲用する構造であること。

オ 飲用に供する蛇口等は飲用専用とし、その旨を掲示できる構造であること。

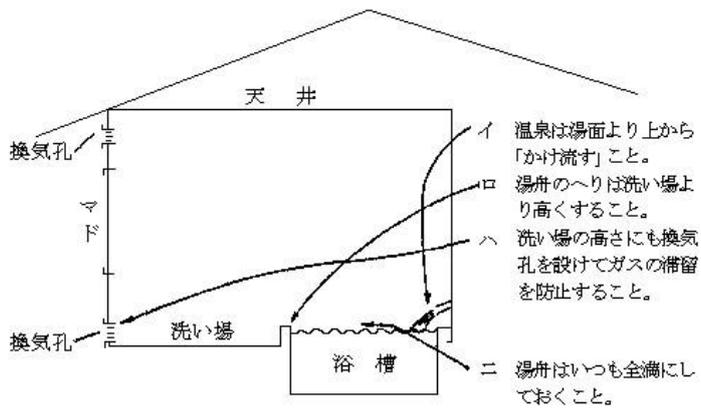
カ 掲示内容決定通知書に基づく温泉成分、禁忌症等を掲示できる構造であること。

キ タンクローリー又はポリ容器による温泉の供給にあたっては、定期的な清掃等衛生管理に努めること。

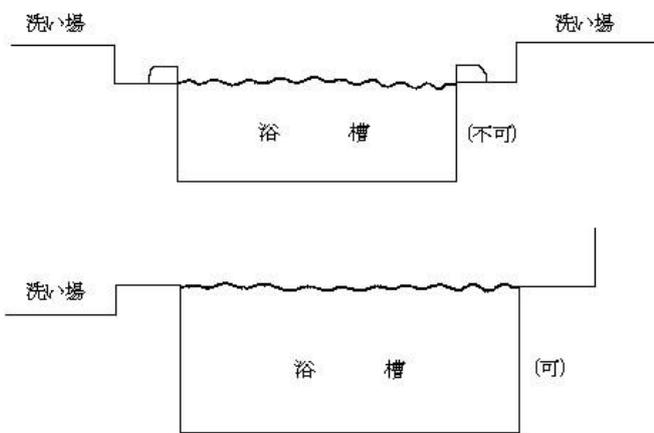
ク タンクローリー又はポリ容器による温泉の供給にあたっては、飲用許容量が定められた温泉にあつては、その飲用許容量を、放射能泉等成分が変化しやすい温泉にあつては、その温泉の特性を掲示又は伝達するように努めること。

第三 分析基準（省略）

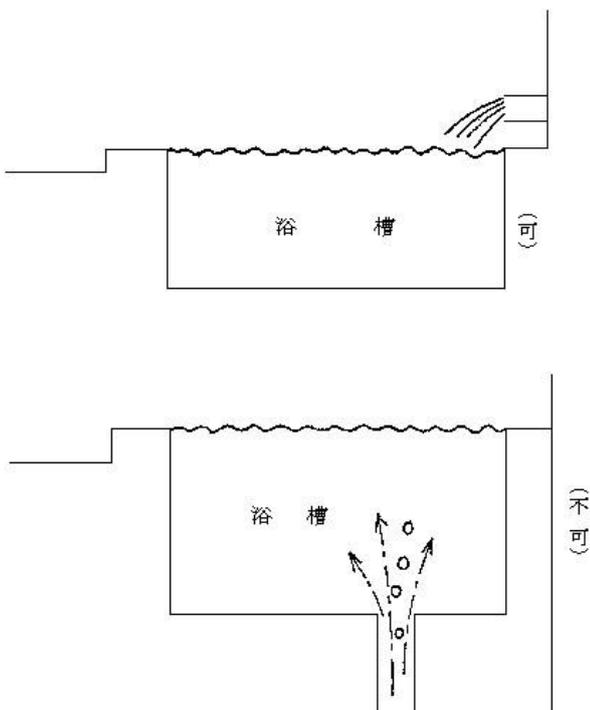
別図1



別図2



別図3



○温泉利用施設管理者の留意事項について

温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による温泉の利用許可を受けたものは、関係法令に定めるもののほか、以下の各号に掲げる事項に十分留意して、温泉を利用するものとする。

- (1) 源泉、中継槽、貯湯槽、引湯管等の施設・設備は周辺環境から表流水に汚染されないようにすること。
- (2) 飲用施設は、その旨を表示するとともに、温泉の成分、禁忌症等を掲示すること。
- (3) 飲用施設は衛生的に管理し、飲用コップは使用する人ごとに常に清潔なものが用いられるようにすること。
- (4) 屋外の飲泉所は温泉水が滞留しないように努めること。
- (5) 少なくとも、10年ごとに温泉の成分分析（中分析）を行うこと。
飲用に供する温泉の場合、年1回以上、細菌検査（一般細菌、大腸菌群）、必要に応じて全有機炭素検査を行うこと。
なお、泉質に異常をきたすような地殻変動等があった場合は、その都度検査を行うこと。
- (6) 施設・設備は毎年1回以上定期点検を行うこと。
点検項目としては、貯湯槽、配管等のひび割れ、汚れ、異物等の混入の有無の目視などがある。
必要に応じて、清掃・消毒を行うこと。特に、貯湯槽については、蓋、抜気口等開口部は必ず点検し、内部清掃等を必要に応じて行うこと。
- (7) 定期検査等により、施設・設備の改善が必要と認められた場合、直ちに改善するとともに、飲用開始前に、細菌検査、必要に応じて全有機炭素検査を行うこと。
- (8) 衛生上重要な影響を与える施設・設備の変更を行ったときは、飲用開始前に、前記(7)と同様の検査を行うこと。
- (9) 温泉水の検査、施設・設備の改善を行った場合、これを記録し保存するとともに、市長の求めに応じて提示すること。